

### 東御市商工会・北御牧商工会合併合意・基本協定調印式が行われる

5月26日、平安閣みまきにおいて、東御市商工会と北御牧村商工会の合併合意・基本協定調印式が行われました。

東御市誕生に伴い、商工会も合併を推進するために、平成15年度から合併研究協議会を立ち上げ、組織・財政・事業の3つの専門部会を中心として各項目について検討と調整をしてきました。

手塚宏東御市商工会長は、「県下においては合併の第一号です。お互いの立場を思いやり、皆さんの協力を得ながらいい合併に向けて進んでいきたい」。また、佐藤大太郎北御牧村商工会長は「東御市商工会とはいろいろな部分で共通性が多くある。組織・財政・事業においてスムーズな合併となるよう協力していきたい」と意欲をみせていました。当日は合併の経過報告、合意書・基本協定書の朗読、協定書の調印が行われました。



### 東部町・北御牧村社会福祉協議会の合併契約・合併協定の調印式が行われる

6月7日、東御市総合福祉センターで、社会福祉法人東部町社会福祉協議会、北御牧村社会福祉協議会の合併契約・合併協定の調印式が行われました。平成14年9月から第1回目の会合が行われ、調印まで1年10ヶ月という短い間に10回の合併協議会が開催され、その後、両町村社会福祉協議会、評議員会で協議の合併が決定されましたので、10月1日の合併に向け事務手続きを進めることとなりました。

寺田泰明東部町社会福祉協議会会長は「今までの両町村協会の地域福祉事業を後退させることのないように地域福祉を推進していきたい」。また、中村元北御牧村社会福祉協議会会長は「昭和48年に設立し、30年という節目の年に合併調印ができた。合併により一層の福祉推進に向け頑張りたい。」と話していました。当日は合併の経過報告、合併契約調印・合併協定の調印などが行われました。



### 人権についての各種相談、活動を展開しています

#### ○人権擁護委員会について

身近な地域社会で、人権侵害のないよう見守り、人権擁護の活動を行っているのが人権擁護委員です。市長村長の推薦により法務大臣が委嘱します。

現在、東御市には8名の人権擁護委員があり、住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

#### ◎主な活動

##### 人権相談

毎日の暮らしの中で起こる様々な人権侵害（家庭内や近隣の間のめごと、学校や職場内のいじめなど）について、人権擁護委員が相談に応じています。相談は無料です。また、相談内容についての秘密は厳守されます。

##### ◎人権啓発活動

人権を尊重することの重要性を正しく認識してもらうために、毎年、人権週間等を利用して街頭などで広報活動をしています。

##### ○6月1日は人権擁護委員の日

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と



人権啓発活動を行う人権擁護委員（田中駅前、6月1日）

定め、全国的な啓発活動を展開しています。

6月1日は、東御市発足後初めての「人権擁護委員の日」で、市内の人権擁護委員8名が、田中駅と滋野駅の2箇所に分かれ、街頭で人権啓発活動を行いました。また、啓発活動終了後には、東御市長を訪問しました。

##### ○人権擁護委員を紹介します

- （市内計8名、敬称略）
- 山越 貞彦（西宮）
- 村田 尚志（大日向）
- 今泉 敬子（城の前）
- 山丸 洋子（日向方丘）
- 岡本 眞一（乙女平）
- 柳澤 光彦（田中）
- 渡辺 幸子（布下）
- 宮坂 秀明（中八重原）

## 東御市の水道

### 安心して水道水を使っていたくために

水道水を皆さんのお宅へ安全に届き安心して利用していただくために水質検査を実施しています。シリーズの2回目は、その検査の内容について説明します。

市は、水道水について水道法に定められた水質基準項目とその他水質管理に必要な項目について水質検査を実施し、「安全性」、「信頼性」の確保に努めています。

### 水質基準のしくみ

市民の皆さんは、普段なにげなく水道の蛇口から出る水道水を飲んでいますが、この水は安全だろうか？と疑ったことはないと思います。その安心・安全な水を供給するために、水道法に基づき実に50項目にもわたる「水質基準」が設定されています。その水質基準は、「健康に関連する項目」「水道水が有すべき性状に関連する項目」の大きく2つに分けられます。

1つ目の「健康に関連する項目」については、生涯にわたって飲み続ける水が人の健康において影響が生じない水準をもとに、安全性を考慮した基準が設定されています。2つ目の「水道水が有すべき性状に関連する項目」は、色・濁り・においなど水道水としての生活上利用上あるいは水道施設の管理上において障害の生ずるおそれがない水準として基準が設定されています。

その水質基準としては、次のようなことが定められています。

- (1) 病原生物（例えば赤痢菌やコレラ菌など）に汚染されていないこと、またはそれに汚染されたような疑いがある生物や物質を含むものでないこと。
- (2) シアンや水銀などの有毒物質が基準値以下であること。
- (3) 多量にあると有害な物質が次の許容量を超えて含まれていないこと。
- (4) 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質（例えば鉛、ヒ素など）
- (5) 一定濃度以上含むと色がつく物質（例えば銅、鉄など）
- (6) 不快な臭いや味を生じる物質

### 水質検査について

市の水道事業では、市民の皆様方に安心して水道水をお使いいただくため、次のような検査を定期的に行っています。

#### (1) 全項目検査（市内27か所）

（この部分のテキストは元の画像と重複するため省略）



水質検査の様子。検査は専門機関に委託して厳正に行われています

#### (2) 毎月検査（市内19か所）

浄水（水道水として使うため、原水を消毒したもの）について一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物質、pH、味、臭気、色度、濁度の10項目について毎月1回検査しています。また、浄水についても年1回50項目の検査を行っています。

#### (3) 毎日検査（市内15か所）

色がついたり濁ったりした水が出ていないか、また消毒に使用した残留塩素の濃度が濃くなったり薄くなったりしていないか、臭いがないか、蛇口から出る水を毎日調べています。

望月町外1市簡易水道、小諸市外三市町村御牧ヶ原簡易水道についても各々において水質検査を実施しています。水質検査の結果は、上下水道課でご覧いただけます。次回は「おいしい水」です。